

重点措置を講じるべき区域の追加について

重点措置を講じるべき区域（措置区域）に、

新

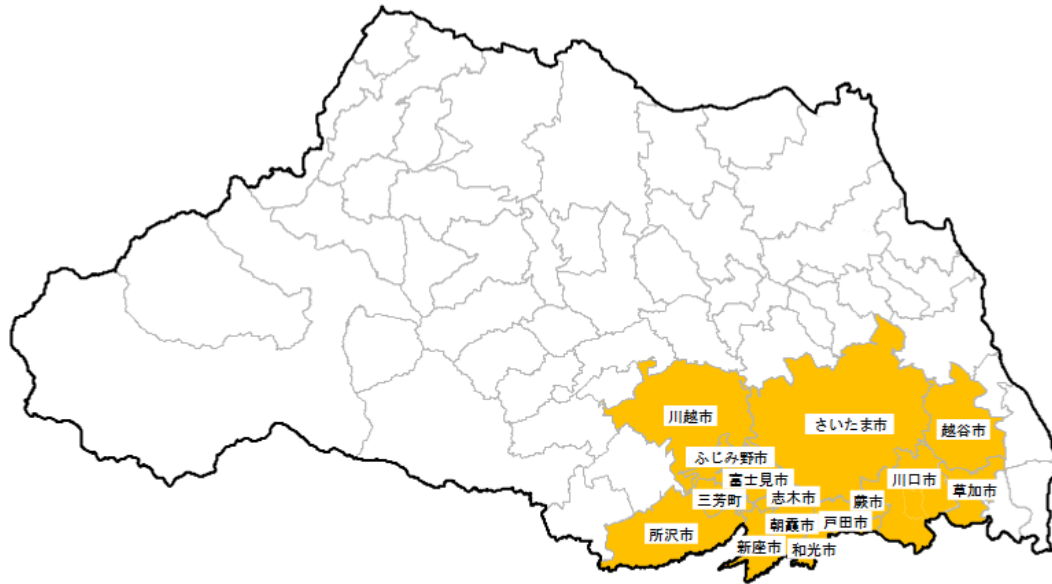
以下の市町を追加

◆ 新たに措置区域とする区域

川越市	所沢市	草加市	越谷市	蕨市
戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市
富士見市	ふじみ野市	三芳町		<u>計13市町</u>

◆ 措置を開始する日 令和3年 4月28日（水） から

協力要請の実施期間について



新

◆措置区域 15市町

令和3年 4月28日 (水) から

令和3年 5月11日 (火) まで

※さいたま市及び川口市は
4月20日 (火) から

県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)

◆ 営業時間の短縮を要請した時間以降、
飲食店を利用しない

(要請時間) 措置区域 午後 **8** 時まで

措置区域以外 午後 **9** 時まで

◆ 県境をまたぐ移動自粛

特に、緊急事態措置区域との往来、

新

大型連休等の時期に、感染拡大地域との往来を強く控える

県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項等)

◆日中も含めた**不要不急**の**外出自粛**、**移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

◆感染防止**対策が徹底されていない飲食店等**や 営業時間短縮の**要請に応じていない飲食店等**の**利用自粛**

新

◆**路上・公園**などでの**飲酒・飲食**を**控える**

新

◆カラオケ設備のある**飲食店**での、**カラオケ設備**の**利用自粛**

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項)

【措置区域】 15市町 について

要請期間

令和3年 **4月28日** (水) から 令和3年 **5月11日** (火) まで
午前0時 午後12時

対象業種

飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く。)
遊興施設等 : バー等 (飲食店営業許可を受けている店舗)
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く (感染防止対策の徹底を要請)

営業時間

午前5時から **午後8時** まで

酒類提供時間

~4月27日 (火)

午後 **7時** まで

※さいたま市及び川口市のみ

4月28日 (水) ~

終日、提供を自粛

新

営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項)

◆カラオケ設備のある**飲食店**での、**カラオケ**設備の**使用自粛**

新

◆**手指消毒設備**の**設置**、**マスク着用**の**徹底**、
発熱等**有症状者**の**入場禁止**、従業員への**検査勧奨** など

◆**アクリル板**等の**設置**又は**座席間隔**の**確保**、**換気**の**徹底**等、
飛沫による感染の**防止**に効果のある**措置**の実施

◆**手指消毒**の呼びかけ

営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

【措置区域以外】 15市町を除く埼玉県全域 について

要請期間

令和3年4月20日(火) から 令和3年5月11日(火) まで
午前0時 午後12時

対象業種

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)
遊興施設等: バー等(飲食店営業許可を受けている店舗)
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)

営業時間

午前5時から午後9時まで

酒類提供時間

~4月27日(火)
午後8時まで

4月28日(水) ~

終日、提供を自粛

※ただし、一人飲み、同居家族のみのグループを除く

新

事業者の皆様へのお願い

【措置区域・措置区域以外ともに】

◆**テレワークの徹底** 目標値：出勤者数を7割削減

新

特に、東京都など**緊急事態措置区域等への出勤者数減**に努める

◆**在宅勤務・時差出勤・ローテーション勤務等の徹底**

◆**職場・寮における感染防止策の徹底**

◆**従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ**

※すべて令和3年4月28日から令和3年5月11日まで

イベント等の開催制限について

(特措法第24条第9項等)

◆ **人数上限と収容率**は国が示す目安を上限とする。

人数上限	収容率
5,000人以下	大声での歓声、声援が 無：100%以内 有：50%以内
人数上限と収容率の人数のいずれか <small>小さいほう</small> が上限	

◆ **営業時間**を短縮していただくようお願いする。

新

【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は終日自粛）

【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は終日自粛）

※劇場や映画館等、遊興施設等についても同様の措置をお願い

県主催イベント等の取扱いについて

◆県主催イベント・行事については、

原則として**中止**、**延期**又は**規模縮小**などを行う

◆屋内県有施設については、以下を条件として開館

- ・営業時間の短縮及び人数上限等の**要請を遵守**
- ・以下の**感染防止対策**を講じ、**主催者に徹底**させる

以下の行為を伴う利用は**禁止**

- ・飲食、飲酒（持込含む）、
宿泊施設・シャワー等の使用
- ・大声を出すなど感染リスクの高まる行為
- ・身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定める
ガイドラインに則った行為を除く）
- ・その他、県が定める措置を逸脱する等の行為

以下の対策を**徹底**

- ・来場者のマスク着用、手指消毒、検温など
- ・設備の消毒、スタッフの体調管理
- ・入場制限、来場者動線や社会的距離の確保
- ・接触確認アプリの導入
- ・その他、業種ごとのガイドライン及び
「彩の国新しい生活様式安心宣言」の厳守

◆ 移動・往来、帰省

感染が拡大していることに鑑み、期間中の

「日中を含む、不要不急の外出や移動」は

特に控えてください

- 帰省、旅行は**延期**又は**自粛**
帰省する必要がある場合は、**高齢者への感染につながらないように**
- イベント・集客施設等、**不特定多数が集まる場は避ける**
- **外食は一人か同居家族・介助者**とだけで、買い物も一人で
- 同居家族以外との**宅飲みは自粛を**

ゴールデンウィーク期間等における協力のお願い

新

◆ イベント・集客施設・伝統行事

【措置区域】 感染防止を徹底できない場合、イベント開催の自粛
感染状況に応じて、開催方法の変更や延期、自粛
入場整理（人数制限）の強化、密集回避と感染防止対策の徹底

【措置区域以外】 入場整理の強化、密集回避と感染防止対策の徹底

◆ 大規模小売店・商業施設

【措置区域・措置区域以外】

催物・バーゲンセール等の延期・自粛

入場整理（人数制限）の強化、密集回避と感染防止対策の徹底

- 緊急事態宣言措置区域（東京都や大阪府など）との往来はストップ！
- お家で過ごそう！



このマークの飲食店は、命を守る安心店舗です。

まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動

1. 概要

感染症対策の更なる徹底と活動制限

▶ 期間

4月28日(水)から 5月11日(火)まで

▶ 対象

県立学校

2. 活動日数・時間等

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
7日以内	2時間程度	原則禁止	禁止

※ 当該期間が対外運動競技大会・コンクール等に出場する14日前に該当する場合は、県の部活動方針に基づく活動を認める。

※ 大会に向けた練習については、登録選手に絞るなど必要最小限の人数とする。

3. 活動の条件

飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は原則として行わない。

4. 活動の工夫例

【運動部】

- ① 空手道、剣道、柔道など対人種目
 - ・ 素振りや体さばきの練習など、対人稽古を伴わない個人技能の習得
 - ・ 用具を共有しない活動
- ② バスケットボール、バレーボール、ハンドボールなど集団競技
 - ・ シュート練習やパス練習などの個人技能の習得
 - ・ 少人数による活動

- ③ 体操競技、陸上競技など個人種目
 - ・ フォームの練習など、補助を必要としない個人技能の習得
- ④ 全ての競技・種目に共通するもの
 - ・ 基礎トレーニングやストレッチなど、個人で行える活動

【文化部】

- ① 吹奏楽、合唱、演劇など
 - ・ 活動場所を分けたパート練習や屋外での練習など、身体的距離を確保した活動
 - ・ 楽器や楽譜、プリント類の共有をしない活動